

長瀬町成年後見センター 開設

町では、成年後見制度の利用を促進する中核機関として、長瀬町成年後見センターを、地域包括支援センター（役場 福祉介護課）内に開設しました。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の相談や制度の利用支援などを行います。

相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

成年後見制度とは

判断能力が十分でない方が「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する人を設ける制度です。

成年後見センター業務案内

広報・普及啓発	相談支援
成年後見センターの役割や成年後見制度について広報し、相談しやすい環境を整えます。	判断能力に不安のある方の生活や、財産管理など、困りごとについて相談に応じます。必要に応じて、関係機関と連携し支援します。
利用促進	関係機関等との連携
成年後見の申立て方法などの支援を行います。 ～申立てができる方～ 本人・配偶者・4親等内の親族などです。一定の条件を満たしていれば、町長も申立てができます。	安心して暮らせるよう、権利擁護支援に関わる相談機関、関係団体などと連携して、制度利用が必要な方への支援体制構築に努めます。

問合せ 長瀬町成年後見センター（地域包括支援センター（役場 福祉介護課）内）
☎ 66・3111 内線 142、143

結婚して新生活を始めるための費用を助成します！

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの一部を助成します。

- **支給対象者** 令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し受理され、町内在住の39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満
- **対象経費** 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの結婚を機に生じる費用
・住宅の取得、賃貸、リフォーム費用、引越費用
※住宅の取得、リフォーム費用については、婚姻日より前に住宅を取得、リフォームした場合、婚姻日から起算して1年以内に取得、リフォームしたもの
- **補助金額** ・夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日）において29歳以下の場合、1世帯あたり上限60万円
・上記以外の場合、1世帯あたり上限30万円
- **交付申請について** 補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。その他条件がありますので、詳細は町ホームページをご覧ください。健康こども課子育て支援担当にお問い合わせください。

問合せ 健康こども課 子育て支援担当 ☎ 66・3111 内線 134